

平成28年分所得税や住民税申告用～「障害者控除対象者認定書」の発行について～

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

《対象要件》

- ◇茨城町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
- ◇介護保険制度の要介護認定、または要支援認定（以下「要介護認定等」）を受けている方
または要介護認定等を受けている方と同程度の障がい状態にある方
※要介護認定等を受けている方と同程度の障がい状態を理由に申請する方については、面接調査を受けていただく必要があります。
- ※要介護認定等の調査資料をもとにします。要介護度のみで一律に判断するものではありません。
- ◇「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は申請の必要はありません。

《申請について》

- ① 申請者 控除対象者（本人）または親族
 - ② 受付期間 平成28年12月1日（木）～平成29年1月31日（火）
（面接調査が必要な方は、平成28年12月16日（金）まで）
 - ③ 窓口 長寿福祉課（1階 4番窓口）
 - ④ 持参する物 控除対象者の印鑑（親族の申請は親族者の印が必要）、介護保険被保険者証
 - ⑤ 手数料 無料
 - ⑥ 交付 後日郵送（12月受付分は、平成29年1月以降送付予定）※即日交付はできません。
- 【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

いい 11月30日は「年金の日」です



厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

☆ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができる、日本年金機構のサービスです。

【詳しくは「ねんきんネット」で検索】

※インターネットの利用が難しい方

役場窓口では、「ねんきんネット」でご自分の情報を確認できるサービスを実施しています。公的機関発行の顔写真付き身分証明書（顔写真のない証明書は2種類以上）、基礎年金番号のわかるもの、印鑑（朱肉を使うもの）、委任状（代理人申請の場合）をご持参ください。

- （注）・旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。
- ・年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

【問合せ先】水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3251
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

茨城町不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療費助成について
町では、特定不妊治療を受けたご夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

《対象》

- (1) 法律上の婚姻をしているご夫婦で、夫又は妻のいずれかが、申請する日において、町内に引き続き1年以上住所を有している方
- (2) 町税を完納されている方
- (3) 治療開始時における妻の年齢が43歳未満の方
- (4) 茨城県の不妊治療費補助金の交付決定を受けた方

《対象となる治療》

- (1) 体外受精
- (2) 顕微授精

《助成額》

平成28年4月1日以降に開始した治療から、1回の治療につき15万円を上限とします。

《助成額》

助成金の額は、助成対象治療費から県補助金の交付額を差し引いた額で、1回の治療につき15万円を限度とします。

※平成28年3月31日まで

に開始した治療は、平成27年度の制度が適用となり、5万円の助成となります。

《男性不妊治療費助成を開始しました》

平成28年4月1日以降に開始した特定不妊治療から、これまでの治療範囲を拡大し、「男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）」を助成対象としました。

《対象》

- (1) 体外受精、顕微授精に至る過程で行われた男性不妊治療を受けた方
- (2) 茨城県の不妊治療費補助金の交付決定を受けた方

《助成額》

1回の治療につき15万円を限度とします。

《対象となる治療》

精子を精巣または精巣上体から採取するための手術

※詳しくは、健康増進課までお問い合わせください。

【問合せ先】健康増進課
☎ 029(240)7134
(直通)

毎日コツコツ! 骨粗しょう症予防教室

「骨粗しょう症」とは骨の量が減って、「ス」が入ったようにスカスカになる状態のことを言い、圧倒的に女性に多くみられる病気です。日頃から食生活や運動に気を配ると骨の減るスピードを遅らせることができます。骨粗しょう症予防のための食事と運動で **イキイキ骨太ライフ** を目指しませんか？

日時	12月15日(木) 午前10時～午後3時 (午前9時45分 受付開始)
場所	ゆうゆう館内保健センター 栄養指導室・健診室
内容	骨粗しょう症予防のための食生活・運動について(講話・調理実習・運動実技)
持参品	米1合、エプロン、三角巾、筆記用具、運動のできる服装、運動靴、汗拭きタオル、水分補給用の水分等
参加費	無料
定員	20名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。
申込締切	12月5日(月)までに、健康増進課(問合せ先)にお申し込みください。

【問合せ先】健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）



柔道整復師

整骨院・接骨院

の施術を受けられる方へ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を適用できる範囲が決められています。受診する前に内容をよく確認しましょう。

保険が使えるとき

- ・医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉離れを含む)などと診断または判断され、施術を受けたとき。(骨折・脱臼は応急手当でない場合、医師の同意が必要です)
- ・骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

施術を受けるときの注意点

- ・重複受診をしない
同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります。
- ・けがの原因を正しく伝える(いつ・どこで・何を、どんな症状があるのか)
外傷性のけがではない場合(神経痛・五十肩・ヘルニアなど病気による痛み)は保険が使いません。また、仕事上のけがで労働災害に該当する場合も保険が使いません。施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- ・療養費支給申請書は本人が署名
申請書に記載されるけがの原因・けがの名前・施術を行った日・施術内容・施術回数・金額を確認し、本人が署名してください。(手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。)
- ・領収書を必ずもらい、医療費通知で金額の確認をする
領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

安価で安心
ジェネリック医薬品を上手に使いましょ！



施術日や施術内容等について照会させていただく場合があります

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。

【問合せ先】保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）